

国土交通大臣

前原 誠司 様

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」 座長

中川 博次 様

成瀬ダムをストップさせる会

代表 奥州 光吉

秋田県横手市十文字町植田字一ツ屋71

TEL 0182-44-5137

ダム検証作業の進め方に関する要望書

過日、今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ（案）が発表されました。当会も加盟する水源開発問題全国連絡会からの「ダム見直しに関する緊急提言」がほとんど考慮されなかったことは、誠に遺憾です。最大の問題は、検証検討の主体がダム事業者である地方整備局や都道府県（補助ダム）であり、関係自治体から構成される「検討の場」を設置し「審議」される、ということです。

このことを私たちが関わってきた成瀬ダムに当てはめてみます。そもそも成瀬ダムは、農業用のダムとして出発しました。しかし、地元の負担を何とか少なくできないのかという秋田県や、地元代議士の意向を最大限受け入れるかたちで、東北地方整備局は、むしろ「先に成瀬ダムありき」の立場から治水上効果が薄い（極端に集水面積が小さい）ことなどを承知のうえで「多目的ダムへの格上げ」へお膳立てしました。他の7つの治水代替案と比較を行い、成瀬ダムがコスト的にも最も有利であるという結論を出したとのことです。このような事業主体が、果たして客観的な検証を行いうるのでしょうか？

成瀬ダム「検討の場」を構成することになる関係自治体の方はどうでしょうか。甚だしい自然破壊や公費の無駄遣いを目にしてきた私たちが、成瀬ダムへの負担金支払いの中止を求めて秋田県を提訴する一方、政権交代によってダム事業の見直しに対する県民の期待が高まったときに、治水利水の関係自治体で構成する「成瀬ダム建設促進期成同盟会」は、「成瀬ダムは絶対必要」とするリーフレットを全市民に配布しました。

<http://www.stop-narusedam.jp/pdf/zettaihitsuyo2009p.pdf>

このなかで、「成瀬ダムの完成を前提に「暫定豊水水利権」により取水が認められ、農業用水や水道水としての活用が始まっています。…（中略）… 今、成瀬ダム建設を止めると、この暫定豊水水利権さえもなくなり農業用水や水道用水が取水できなくなることも考えられます。」と述べています。このような立場の関係自治体で構成される「検討の場」が果たして客観的な検討ができるのでしょうか？ このような暫定豊水水利権を要求し、かつ認められた両者がいわゆる「関係自治体」と検証検討主体の東北地方整備局なのです。「検討の場」が「成瀬ダムは絶対必要」の大合唱の場となるのでは、との強い懸念をもたざるを得ません。

(ちなみに、暫定豊水水利権なるものについて言えば、ダム事業者は、この水利権がなければ新たな取水ができないかのごとく強弁しているわけですが、ダムがなくても現実に取水ができていることは、逆にいえばダムが必要ないことを物語っているのであり、利水者は自然に影響を与えない範囲で節度のある取水を行えばよいのです。ダム推進の口実となってきた暫定水利権について、中間とりまとめ(案)では記述がないことは遺憾であり、河川行政の民主化に向けて改善案を提起されることを希望します。)

以上のような「ダム建設推進」のお墨付きを与えかねない「検証」が全国で行われるとしたら、ダムに頼らない治水のあり方を論議してきた有識者会議の意図とは全くかけ離れたものとなってしまいます。したがって、検証検討は、当事者や関係自治体だけで構成されるものではなく、第三者機関にゆだねるべきであります。そしてそれは、これまでの各地の教訓に学んで住民参加を保障し、公開で行わなければなりません。以上のことを踏まえたうえで、以下の点を中間とりまとめに反映されることを強く要望いたします。なお、当会からの中間とりまとめ(案)に対する具体的な提案については、後ほどまとまった形で意見提出することを申し添えます。

1. ダムの検証は、事業者や関係自治体で構成される「検討の場」で行われるのではなく、住民参加を保障した第三者機関で公開にて行うこと。
2. 検証の審議にあたっては、十分な論議を保障すること。

以上